

防災等の取組

平成30年2月20日
資源エネルギー庁

I . 現状と今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ p2

II . 【地域防災】 継続的な連携・・・・・・・・ p13

III . 【損害回復】 事業者の賠償対応・・・・・・・・ p18

IV . 【インフラ整備】 道路などへの支援・・・・・・・・ p21

I . 現状と今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ p2

II . 【地域防災】 継続的な連携・・・・・・・・ p13

III . 【損害回復】 事業者の賠償対応・・・・・・・・ p18

IV . 【インフラ整備】 道路などへの支援・・・・・・・・ p21

東電福島原発事故の教訓（防災、賠償）

- 東電福島原発事故では、多くの住民が避難を強いられ、また、財産的・精神的な損害に対しても多額の賠償が実施されている。
- こうした教訓や実態も踏まえて、避難や賠償のための制度が拡充されている。

東京電力・福島第一原子力発電所事故

避難指示の対象者

約8.1万人（区域設定時）
→現在は約2.4万人

※東日本大震災による福島県全体の避難者は、
約16.5万人（ピーク時）→ 約5.3万人（平成29年11月末時点）

損害賠償

約6.4兆円（約260万件）

※平成29年12月末時点支払実績
別途除染・中間貯蔵費用に約1.2兆円支払
※損害賠償費用の見込みは7.9兆円
（東京電力改革・1F問題委員会資料より）

制度・体制の充実

- 内閣府に、原子力防災の組織が発足。
（平成26年）

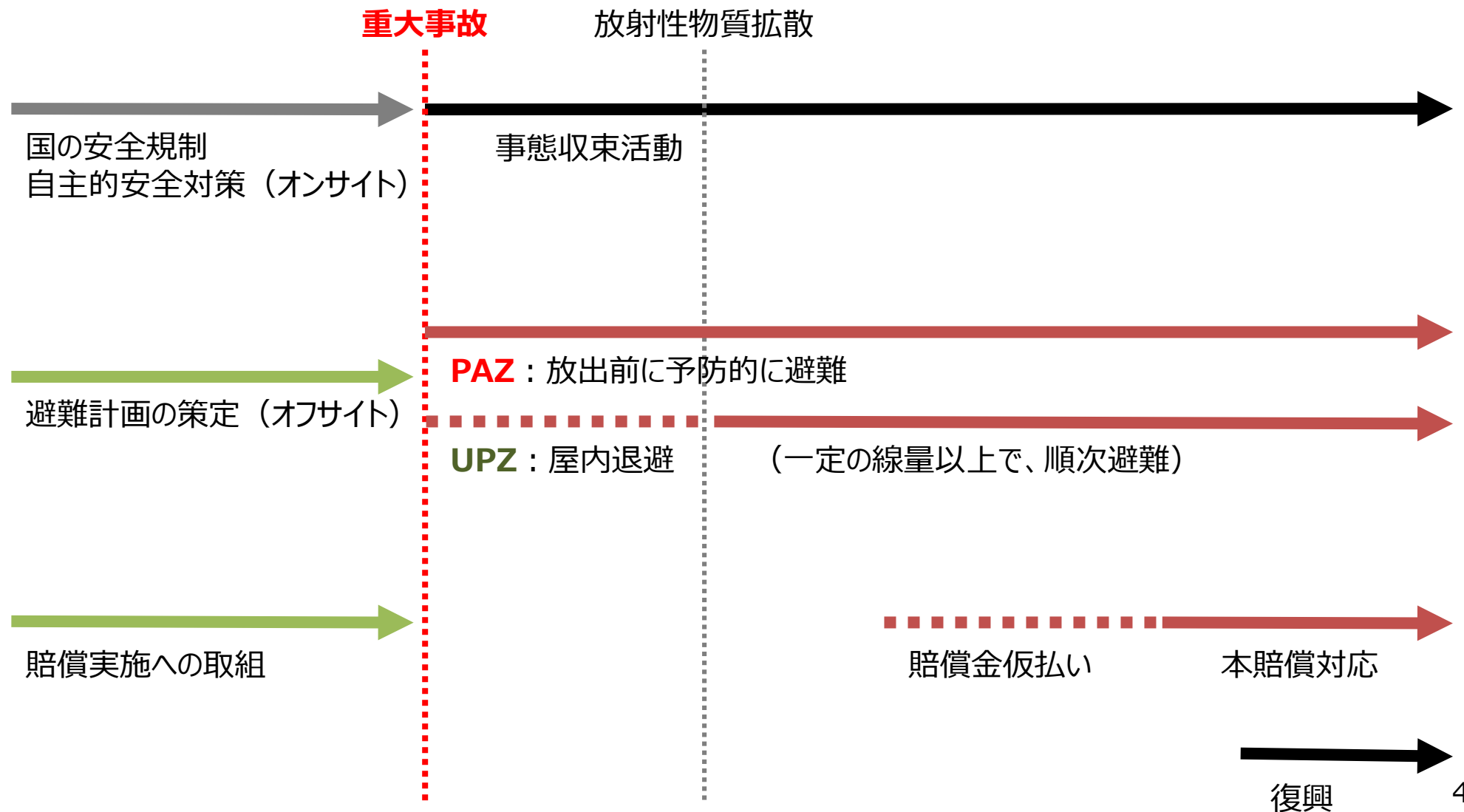
→地域の原子力防災体制を充実、強化。

- 原子力損害賠償支援機構が発足。
（平成23年）

→事業者が支払う賠償資金を支援。
→被災者からの賠償手続の相談に対応。

防災・賠償の流れ

- オンサイトの安全対策（前回議論）に加えて、住民の生命・財産を守るための**防災・賠償**についても、事故後を見据え、**平時から体制を構築**しておくことが重要。



オフサイトでの避難の考え方（原子力災害対策指針）

UPZ

Urgent Protective action planning Zone
概ね30~5km圏内

PAZ

Precautionary Action Zone
概ね5km圏内

避難により健康リスクが高まるPAZ内の要支援者は、
② **防護施設**に退避

③ UPZは**屋内退避**

① PAZは**放出前に予防的に避難**
(あらかじめ避難先の施設を特定)

UPZで一定の線量を計測した場合は、その区域を特定し、

④ **順次避難**

500 μ Sv/h

→ 数時間内に区域を特定、避難等を実施。
(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)

20 μ Sv/h

→ 1日内を目途に区域を特定、
地域生産物の摂取を制限、
1週間程度内に一時移転を実施。

あらかじめ避難先の
施設を特定

避難計画（緊急時対応）の取りまとめ状況①

平成30年2月20日現在

【凡例】



…緊急時対応を確認・了承済み

福井エリア

高浜地域

大飯地域

美浜地域

敦賀地域

志賀地域

柏崎刈羽地域

泊地域

- 緊急時対応：
平成28年10月了承
平成29年12月改定

東通地域

女川地域

福島地域

東海地域

浜岡地域

島根地域

玄海地域

- 緊急時対応：
平成28年12月了承

川内地域

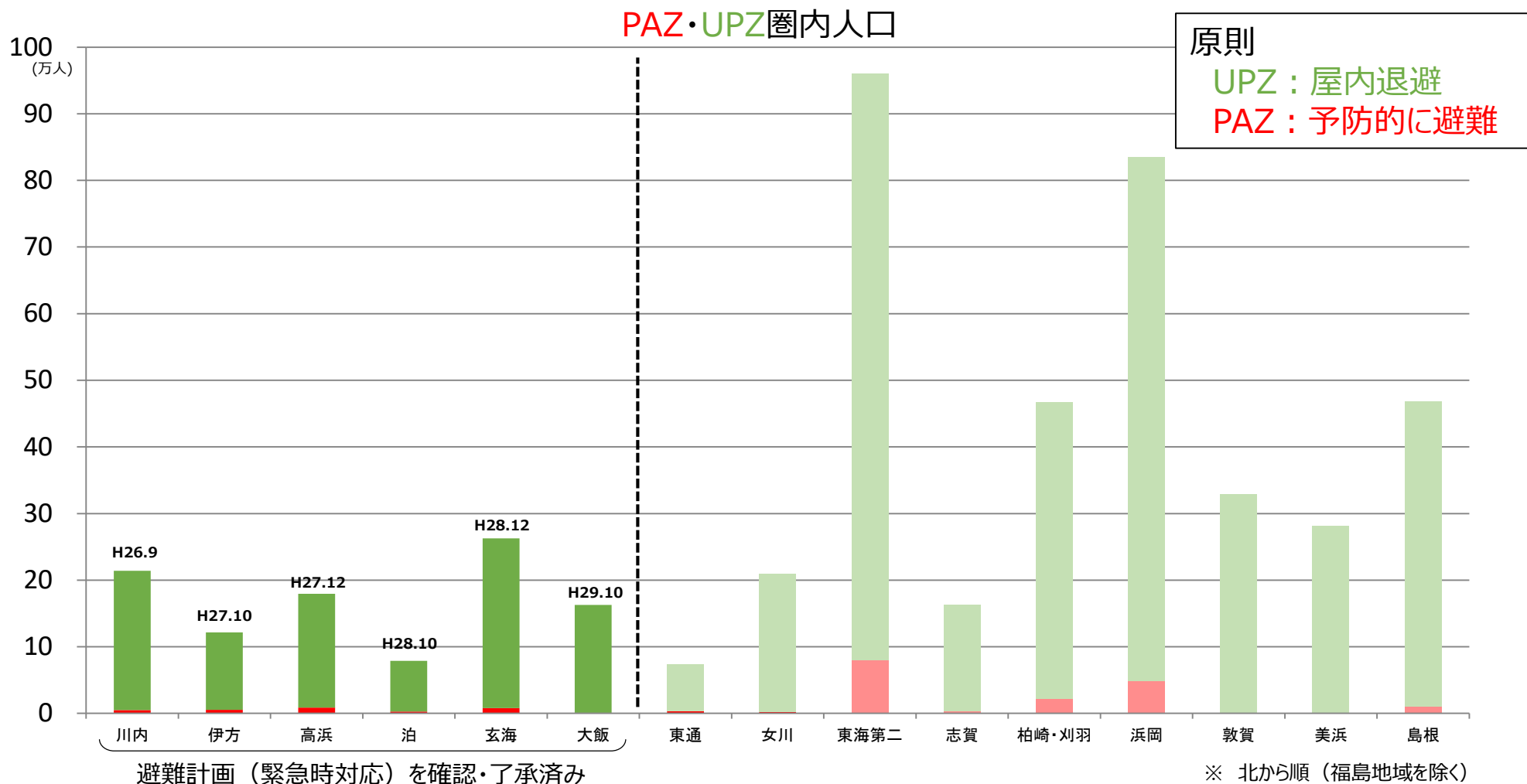
- 緊急時対応：
平成26年9月了承

伊方地域

- 緊急時対応：
平成27年10月了承
平成28年7月改定

避難計画（緊急時対応）の取りまとめ状況②

- これまで**6地域**（川内・伊方・高浜・泊・玄海・大飯）で避難計画（緊急時対応）を**確認・了承済み**。
- 今後も、国と関係自治体が一体となって避難計画（緊急時対応）の具体化・充実化を図っていく。
（要支援者も含め、輸送手段、避難先の確保等、きめ細やかな対応が必要）



(参考) 放射性物質の放出量の大幅な抑制

- **原子力規制委員会**は、東電福島原発事故のように、**放射性物質が大量に放出されないような安全対策**を事業者に要求（「放射性物質の放出が100テラBqを超えるような事態を防止」）。
- 事業者は、**安全目標（100テラBq）を大きく超えて安全対策を実施**。
- ただし**安全神話は禁物**。万が一の事態に備え、UPZ圏(概ね5～30km圏)も含めて**避難計画を策定**。

セシウム137の放出量

福島第一原発	1万6,000テラBq（推定）
規制委の安全目標	100テラBq

原子力事業者は、新規制基準の求める安全目標を大幅に超えるレベルで、様々な安全対策を実施

大飯発電所 （関西電力）	5.2テラBq ※
玄海発電所 （九州電力）	4.5テラBq ※

福島第一原発事故の
3000分の1以下

事業者の安全対策の例

①炉心損傷の防止

（電源強化）



（冷却機能強化）



②格納容器破損の防止

（イグナイタ:水素爆発を防止する装置）



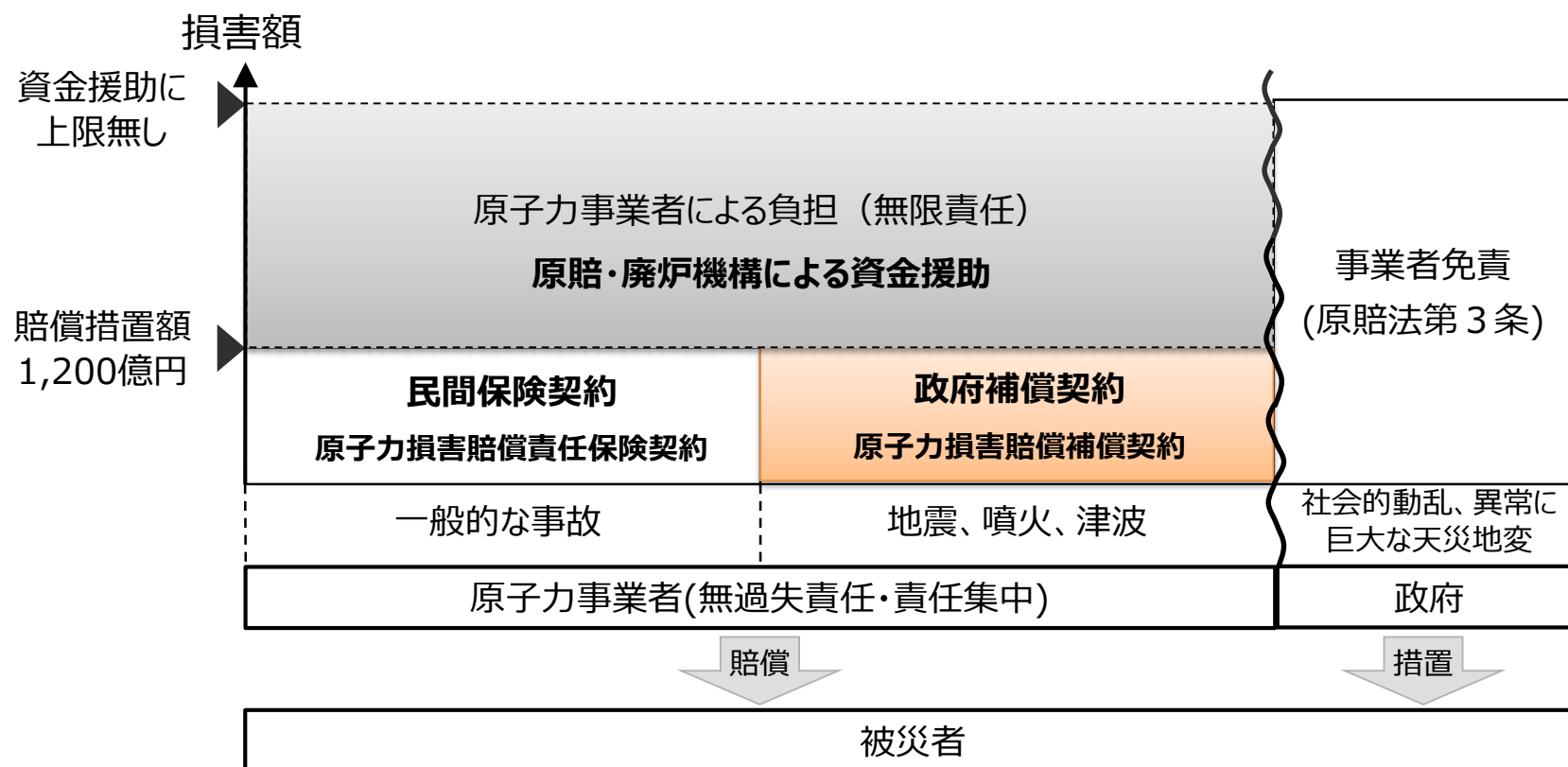
③放射性物質の拡散抑制



※原子力規制委員会が、新規制基準への適合性審査において了承した、万が一の事故時に各発電所から放出されうる放射性物質の最大値。

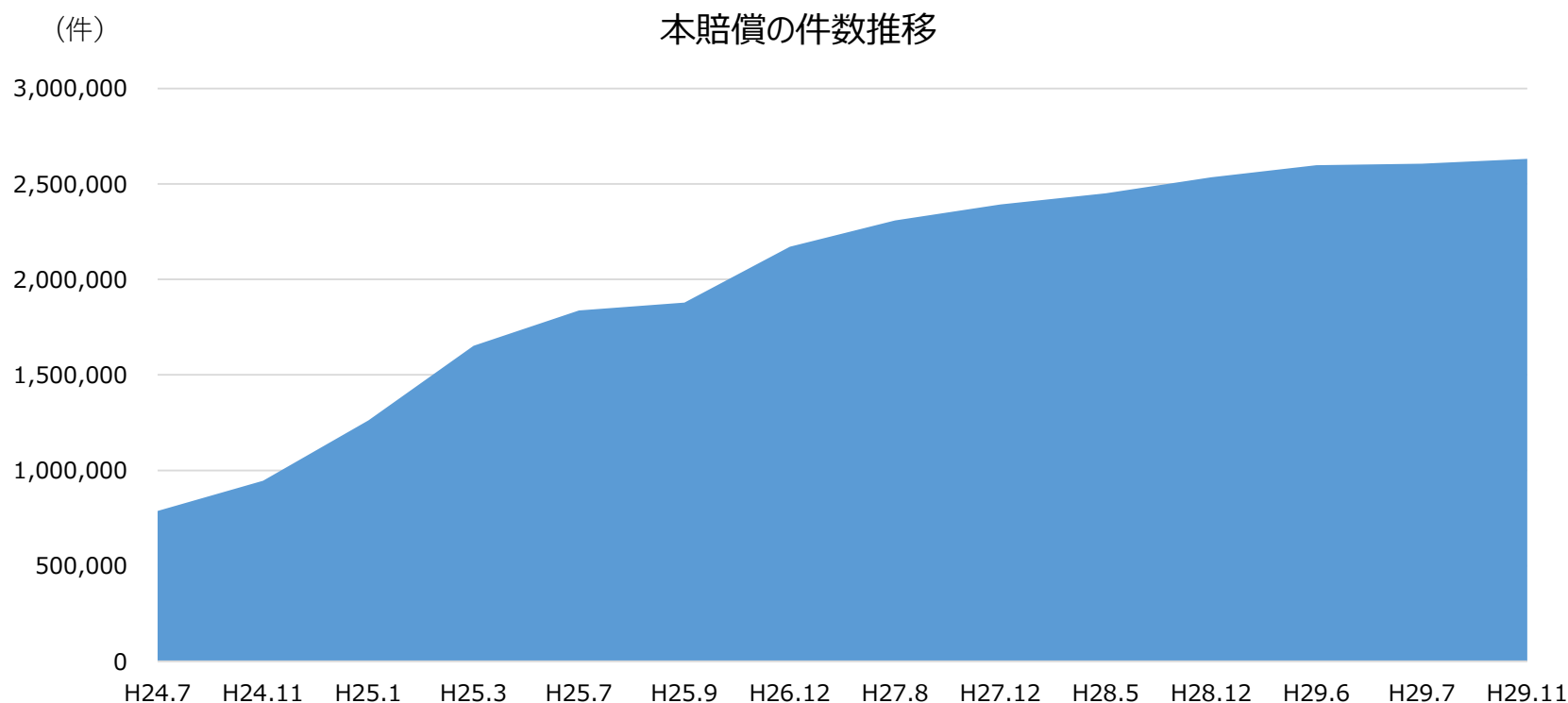
原子力損害賠償の枠組み

- 現行の原子力損害賠償の枠組みは、原子力損害賠償法に基づく賠償措置（**政府補償契約または民間保険契約**）によって**1,200億円**までをカバーし、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法によって、**1,200億円を超える損害**をカバーすることにより、賠償に充てるための資金的手当がなされている。
- 東電福島原発事故においては**東京電力が被災者への賠償を実施している**。



東電福島原発事故の際の東京電力の対応

- 事故を巡る状況の変化に応じて、順次賠償を実施することとなる。
- また、大規模な事故が発生した際には、膨大な賠償請求に対し、迅速に対応する必要が生じる。
- 東京電力はこれまで延べ約260万件、約6.4兆円の賠償金の支払いを実施。
(平成29年12月末時点支払実績。別途除染・中間貯蔵費用に約1.2兆円支払。)



東電福島原発事故における賠償対象の変化

- 事故を巡る状況の変化に応じて、順次賠償を実施するなか、損害賠償額も増加。
- 原子力損害賠償紛争審査会による賠償指針も、早期の被災者救済を図るため順次策定されてきた。

○東電福島原発事故における賠償指針の策定経緯

平成23年4月28日

① 第一次指針：政府指示等に伴う損害

5月31日
6月20日追補

② 第二次指針：いわゆる風評被害や避難生活等に伴う精神的損害

8月5日

③ 中間指針：これまでの指針で示された損害の範囲も含め、原子力損害の範囲の全体像。

12月6日

④ 中間指針第一次追補：自主的避難等に関する損害

平成24年3月16日

⑤ 中間指針第二次追補：政府による避難区域等の見直し等に係る損害

平成25年1月30日

⑥ 中間指針第三次追補：農林漁業・食品産業の新基準値等による風評被害による損害

12月26日

⑦ 中間指針第四次追補：避難指示の長期化等に係る損害

【地域防災】

① 継続的な連携

- 住民の生命・健康を守るため、一般防災も含めた知見や経験の蓄積・共有が重要。
- 地域に根ざしながら、継続的にPDCAを回す仕組みを作れるか。



地域共生のための
プラットフォーム

【損害回復】

② 事業者の賠償対応

- 大規模事故発生時には膨大な請求に対して、迅速な対応が必要。
- 制度面の整備に加え、事故の態様や個別の事情を踏まえた適切な対応が必要。



官民による
より一層の取組

【インフラ整備】

③ 道路などへの支援

- 緊急時にも使う道路など、インフラの整備のニーズ大。
- 各府省の支援策について、活用事例が積み上がりつつある。



原発立地特措法
などの活用

I. 現状と今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ p2

II. 【地域防災】 継続的な連携・・・・・・・・・・・・ p13

III. 【損害回復】 事業者の賠償対応・・・・・・・・ p18

IV. 【インフラ整備】 道路などへの支援・・・・・・・・ p21

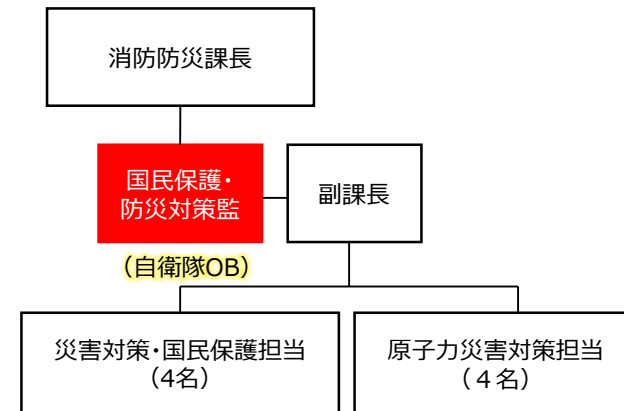
佐賀県の取組（オフサイト）

- 佐賀県では、**自衛隊OB**が、防災部局で活躍中。
- 原子力防災だけでなく、**一般防災も含めて、災害対策全般**を所管。

佐賀県 国民保護・防災対策監

- ・消防防災課長の直下。
- ・平成19年度から、自衛隊OBが在籍。
- ・一般防災、原子力防災を問わず、災害対策全般を所管し、発災時は県災害対策本部で本部長を補佐する。

- バス・タクシー協会などに、緊急時の対応や制度を、具体的に解説。
- 自衛隊OB組織（隊友会）との応援協定も締結。



佐賀県総合防災訓練の様様



中部電力の取組（オフサイト）

- 中部電力では、オンサイトでの自社訓練に加え、オフサイトでも**実動部隊や自治体の訓練**に参加。事業者・実動部隊・自治体がそれぞれに**期待される役割を確認**。
- 継続的に訓練を行い、要員を育成するとともに、**相互連携を強化**。

海上保安庁との合同訓練

- ・海上での緊急時モニタリングをテーマに駿河湾で実動訓練を実施。地元の海上保安署(21名)と中部電力(7名)が参加。
- ・中部電力からは、放射線の基本的知識等を紹介、海上保安庁からは、保有する船舶や設備を説明。

巡視船 ふじ（御前崎海上保安署）



静岡県原子力防災訓練

- ・中部電力は、平成24年度以降、毎年、スクリーニング訓練に参加し、社員の育成を継続。
- 原子力災害の特性について、理解を深め、相互連携の強化に取り組んでいる。

スクリーニング訓練の様子



北海道電力の取組（オンサイト）

- 北海道電力では、**自衛隊OB**が、重大事故対応の専門チームに加わっている。
- 危機管理のプロフェッショナルとしての知見や技能が活かされることで、**平時からの綿密・周到的な訓練**や、他の**社員のスキルアップ**につながっている。

北海道電力 SA対応チーム

（SA：シビアアクシデント）

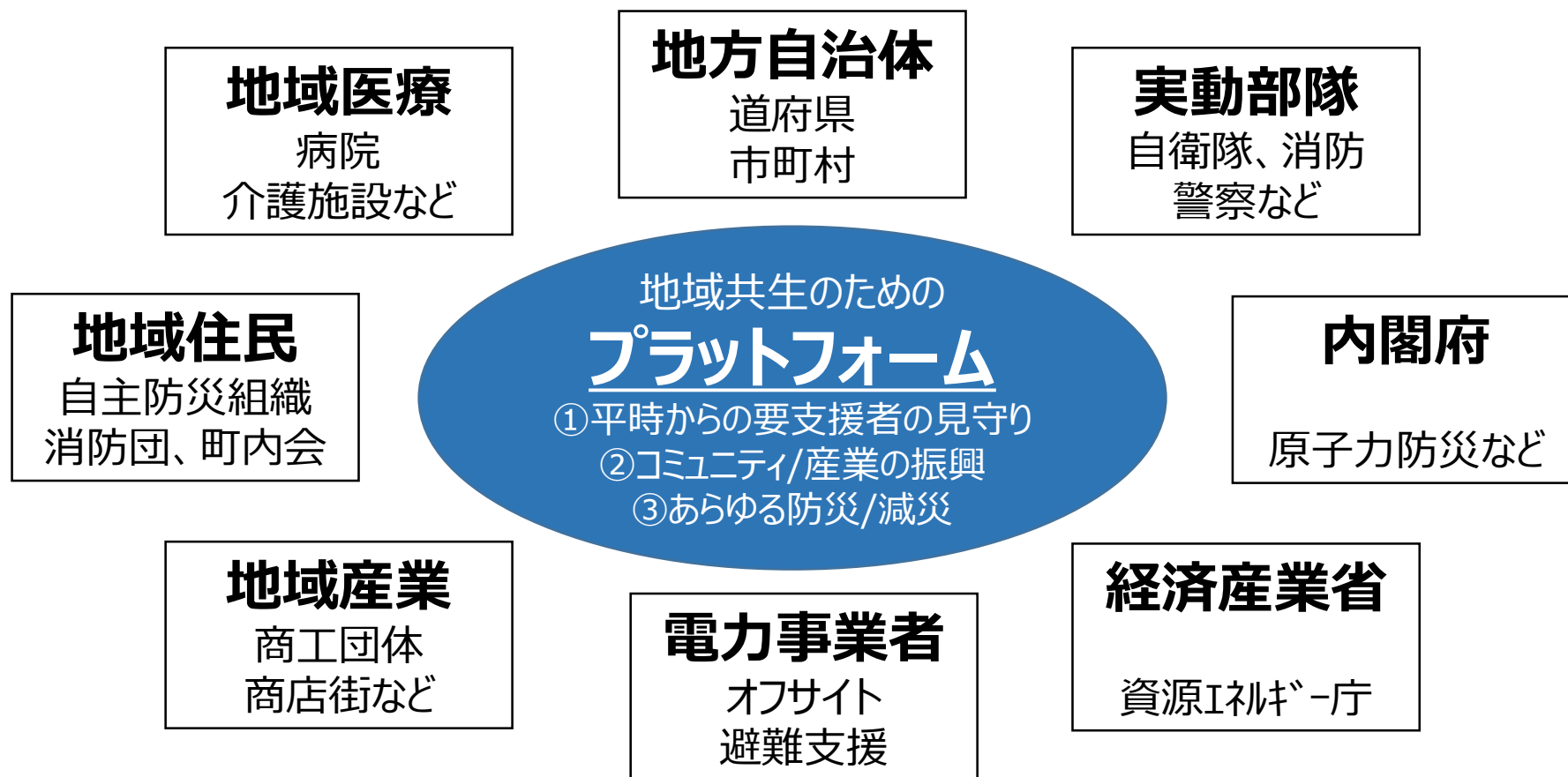
- ・総勢36名
そのうち10名が自衛隊OB
- ・24時間対応を予定
- ・冬の降雪時にも、可搬型のポンプ車や電源車を用いた訓練。

→ プロフェッショナルとしてのスキル・マインドが、他の社員に浸透。



地域共生のためのプラットフォーム

- 「事故後の対応」を充実させることに加え、**平時から**、地域の実情をよく知りつくした上で、多数の関係者が、**防災・減災の知見や技能を共有**しておくことが重要。
- その際、原子力防災に限らず、**地震・津波などの一般的な防災にも活用**できれば、効果的。
- 地域によっては、継続的な枠組みとして、「**地域共生のためのプラットフォーム**」を、協議会や法人など何らかの形式で、実情に応じて構築することも有益ではないか。



I. 現状と今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ p2

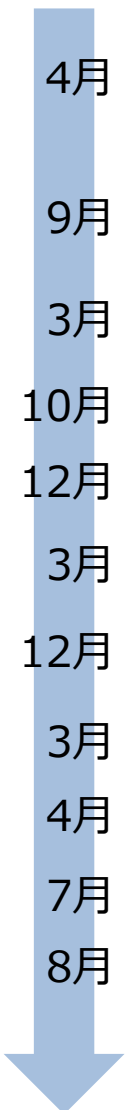
II. 【地域防災】 継続的な連携・・・・・・・・ p13

III. 【損害回復】 事業者の賠償対応・・・・・・・・ p18

IV. 【インフラ整備】 道路などへの支援・・・・・・・・ p21

東京電力の賠償への取組

- 事故を巡る状況の変化に応じて、賠償の対象及びその規模は変化



平成23年	4月	福島原子力補償相談室、補償相談センター（コールセンター）を設置 被災者への仮払補償金対応開始
	9月	本賠償の受付を開始（避難費用、営業損害、就労不能、風評被害等に対する賠償金）
平成24年	3月	自主避難等の賠償受付を開始
	10月	精神的損害等の包括賠償請求受付を開始
	12月	事業用資産の賠償受付を開始
平成25年	3月	財物（土地・建物・家財）賠償の賠償受付を開始
	12月	田畑の賠償受付を開始
平成26年	3月	風評被害、追加的費用、精神損害等の賠償受付開始
	4月	一括慰謝料受付を開始
	7月	住居確保損害の賠償受付を開始
平成27年	8月	ADR・訴訟ユニットを設置

東京電力の賠償対応組織

- 被災地に復興本社を設置し、業務内容に応じて順次組織を整備している。

福島復興本社

福島原子力補償相談室

➤ 補償相談ユニット

補償相談センター

説明会・相談窓口、個別訪問

補償相談コールセンター

電話での受付・ご説明

➤ 補償推進ユニット

請求書類等の発送、受領、確認、支払手続き

➤ ADR・訴訟ユニット

ADR申立てや原子力損害賠償訴訟の対応

➤ 公共補償センター

公共賠償に関する業務運営全般

➤ 全体の支援・管理

福島原子力補償相談室全体の業務運営全般



(個別相談ブース)



(補償相談コールセンターの様子)

I. 現状と今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ p2

II. 【地域防災】 継続的な連携・・・・・・・・ p13

III. 【損害回復】 事業者の賠償対応・・・・・・・・ p18

IV. 【インフラ整備】 道路などへの支援・・・・・・・・ p21

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の概要

○2000年（H12年）成立。議員立法。内閣府（科学技術・イノベーション）所管。

○2021年3月末（H32年度末、3年後）までに見直し。

○地域を指定し、「振興計画」を策定済み。

- （計画の内容）
- ① 基幹的な道路、鉄道、港湾等
 - ② 農林水産業、商工業その他の産業の振興
 - ③ 生活環境の整備等

（1）インフラ整備（補助）

【対象】

道路、港湾、漁港、消防施設、義務教育施設

【支援内容】

①補助率のかさ上げ

+

②地方債への交付税措置

→自治体の負担は実質13.5%

（2）企業投資/誘致（減税）

【対象】

製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、
卸売業への、

事業税、不動産取得税、固定資産税 の減税

【支援内容】

自治体が、独自に地方税を減税した場合にも、
その減収分の一定割合を、交付税で補てん

原発立地特措法の支援措置①

自治体によるインフラ整備への国の補助率かさ上げ

(道路、港湾、漁港、消防用施設、学校など)

①国による補助率のかさ上げ
(最大55%)

+

②地方債の償還への交付税措置

特例：事業費の100%起債可
うち70%を交付税で手当て

= 自治体の実質負担は、事業費の13.5%

【通常のケース】

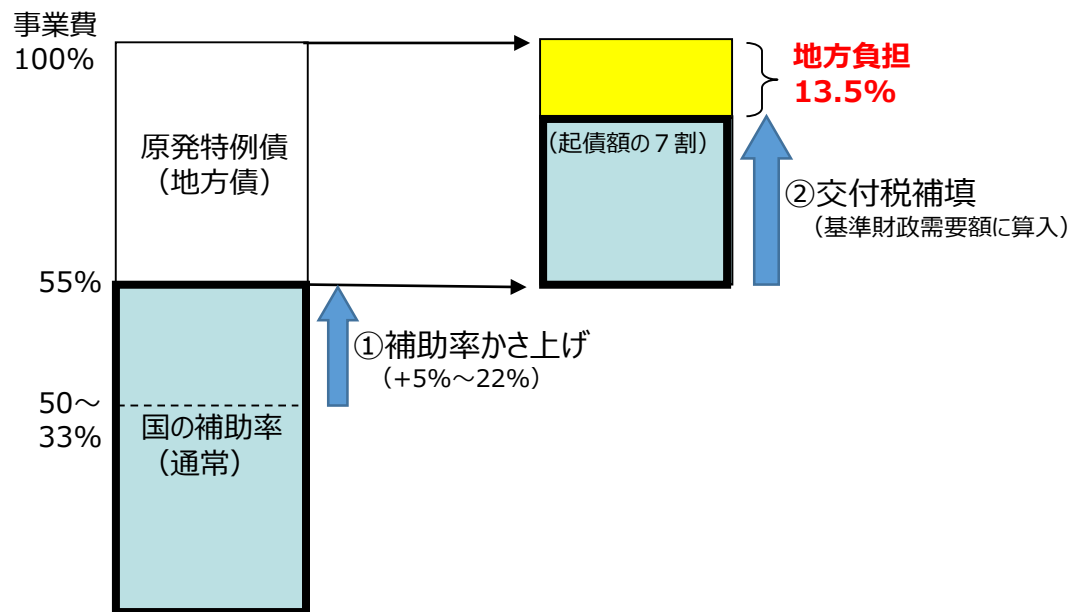
①道路整備事業に関する特別措置法
(最大55%まで、かさ上げ)

+

②地方債の償還への交付税措置

通常：事業費の75%起債
うち22%を交付税で手当て (補助国道)

= 実質負担は、事業費の38%



原発立地特措法の支援措置②

新規企業立地等への地方税の減収補てん措置

- 企業による新規設備投資等に対して、自治体が独自に地方税の減税を行った場合、その減収分の一定割合を交付税で補てん

対象業種：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

対象税目：事業税、不動産取得税、固定資産税

(例) 固定資産税の減税割合・・・初年度9割減額、2年目7.5割減、3年目5割減

